

資料十。この広告を見たとき、私、本当ぞっとしました。目がじっと我々を見ているような。まあ私も、余り立派なキャスターじゃなかったですけども、端くれとして、とても人ごととは思えなかった。

こうした流れの中で決定的だったのが、今ちょっと触れられました二〇一六年二月の放送停止、いわゆる停波をめぐる高市大臣の答弁。で、この直後に、当時のテレビの著名なキャスターが相次いで画面から姿を消しました。

高市大臣は、放送局への影響の大きさを熟知してこういう答弁をされたんじゃないですか、どうですか。

○委員長（末松信介君） 松本総務大臣。（発言する者あり）

それでは、高市国務大臣。

○国務大臣（高市早苗君） 現在、私が放送法の解釈についてお答えをできる立場にございませんことから、総務大臣にお聞きいただければと思います。（発言する者あり）

○委員長（末松信介君） 静粛に。

○杉尾秀哉君 一番組だけで政治的公平を判断できるといふ解釈変更はこの停波をめぐる発言が加わった相乗効果が絶大だったんです。面倒なことは控えようという空気が報道の現場に急速に広がった。

総務省に伺います。この大臣答弁に至るメモ、それからレクなどの資料、残っていますか。

○政府参考人（小笠原陽一君） お答え申し上げます。

ただいまのちよっと御質問でございますが、放送法における政治的公平の解釈に係る磯崎元総理補佐官との全ての接見記録及び議事録につきましては、精査を行いました。三月七日に公表した総務省の行政文書のほかには確認されておりません。

放送法における政治的公平の解釈に係る高市元総務大臣に対する全ての大臣レクの経過及び議事録、こちらは、精査を行いました。三月七日に公表した総務省の行政文書のほかには確認されておりません。（発言する者あり）

○委員長（末松信介君） じゃ、続けてお願いします。小笠原情報流通行政局長、補足答弁をお願いします。

○政府参考人（小笠原陽一君） 大変失礼いたしました。

ちよっと、停波ということに関わる今のそのレクのメモということでございましたが、精査いたしましたけれども、確認をされておりません。確認をされていないところがございます。

○杉尾秀哉君 ないということですけども、そろそろまとめますけれども、私、当時、テレ

ビの現場にいて、息苦しい、そんな感覚がありました。何よりも残念なのは、岸井キャスターが現場を去らなければならなかったこと。その後、病に倒れて、お亡くなりになりました。

今回の一連の文書が明らかにあって、私も含めて、研究者もそうですけれども、当時感じていた疑問の一部が氷解した気がいたします。それとともに、けしからぬ番組は取り締まるスタンスを示す必要があるという磯崎補佐官の言葉、改めて凛然とする思いです。それだけこの一連の文書というのは極めて生々しい、だから信用性がある。高市大臣の答弁は全く信用性がない、私はそういうふうに思います。

最後に、磯崎元補佐官、安藤元局長の証人喚問、それから高市大臣関連の四文書に登場する全ての関係者の参考人招致を求めます。委員長、お願いします。

○委員長（末松信介君） 既に出ているものもございませぬけれども、後日、後刻協議をさせていただきます。理事会協議です。

○杉尾秀哉君 以上で終わります。ありがとうございます。

○委員長（末松信介君） 関連質疑を許します。古賀千景さん。

○古賀千景君 立憲民主・市民の古賀千景です。今日はよろしくお願いします。

早速質問に入らせていただきます。  
まず、高市大臣にお尋ねいたします。

高市大臣のことが記載された文書は捏造で間違いないですか。

○国務大臣（高市早苗君） ありもしなかったことをあるかのように書くこと、また内容が不正確であるものというのは捏造と呼んでもいいんじゃないかと思えます。

まあ、ただ、捏造と言うと言葉がきつ過ぎるので、あえて繰り返しは使いません。

○古賀千景君 誰が何のためにそのような不正確な行政文書を作ったと思われませんか。

○国務大臣（松本剛明君） 行政文書、御指摘の行政文書については、行政文書の定義に該当することで行政文書として公表させていただきましたが、その内容などは確認をする必要がありますが、点については甚だ遺憾であると申し上げましたが、確認、精査して判明をしたことにつきましては、できる限り速やかに国会の方にも御報告をさせていただきますというふうに考えております。

○古賀千景君 総理は、行政文書は正確に記録されなければならないと言われました。私は官僚出身ではないのでよく分かりませんが、総務省が存在を認めた行政文書に正確性が疑われるというのはよくあることですか。

○国務大臣（松本剛明君） もう一つ一つ行政文

書の定義は法に書いてあるとおりということで簡潔に御答弁申し上げたいというふうに思いますが、その上で、これも申し上げているように、必ずしも、正確性を期することが望まれる、その意味で、総理も行政文書を作成する以上はきちっと正確なものを作るようにという御趣旨でおっしゃったというふうに理解をいたしておりますが、行政文書そのものは、作成をしたもの、また取得をしたものも含まれる。そして、作成をしたものについて、平成二十九年のガイドラインの改正でありましたように、できる限り正確性を期する手順を踏むようになつておりますが、正確性を期する手順が全て踏まなかったものについてはその旨を記載するようにとあるように、必ずしも正確性が確認できなかったから行政文書としないというのではなく、それも行政文書とするという趣旨だというふうに理解をいたしております。

その上で、総務省としては、これからも適切に公文書の作成、管理を行ってまいりたいと思っております。

○古賀千景君 高市大臣、今までそのような不正確な文書に出会われたことはありませんか。

○国務大臣（高市早苗君） 私に関するあの四枚、今般取り沙汰されている四枚については不正確でございます。

他に出会ったことがあるかと問われますと、私

が自ら大臣としてチェックした文書でありましたら確認できますが、今回のようにその手続が取られていない文書、その他の文書については分かりません。

○古賀千景君 大臣は先日、このようなことが自分を抜きにして進んでいたのなら残念だとおっしゃいました。不正確な文書が総務大臣時代に存在していたのであれば、監督責任という意味で大臣として責任を取らなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（高市早苗君） 正確性の確保に関する平成二十九年の行政文書の管理に関するガイドライン改定前の文書ではございますけれども、総務省において正確性が確認されていない文書が作成されて保存されていたということは大変残念です。当時の総務省の行政全体に大臣は責任を持ちますので、その責任は感じてございます。申し訳なく思っております。

○古賀千景君 放送法は、戦時中に国民に正しい情報を流さなかった、その反省の下に作られた法律です。国民と真摯に向き合おう、国民のための放送を、そんな思いが伝わってきます。しかし、今その法律の根幹が揺らいでいる。誰かが真実を語っていない。その先に国民、市民の姿はありません。

私も三十年教員をしてきました。日々子供たち

と、本当のことを話そうねって、うそをつくことは友達や人を裏切ることになるからねって、そうやって話をしてきました。この文書に関しては子供たちに説明ができません。

国民民主党、失礼しました、立憲民主党はこれからも真相を追及してまいりたいと思います。

御多忙中の高市大臣、ありがとうございます。御退席ください。

○委員長（末松信介君） 高市大臣には御退席いただきまして結構です。お疲れさまでした。

○古賀千景君 次は、永岡大臣にお伺いします。

永岡大臣は、二〇一五年に旧統一教会の名称変更の際の関係資料について、二十七年当時の文書につきましては、文化庁におきましてその存在を把握しておりますと昨年十月十九日の予算委員会です。資料の委員会提出を求められながら、この間、一切の文書を提出していません。丸半年にわたって文書を国会に提出しないというのは前代未聞であり、隠蔽と指摘されてもしょうがない事実です。

次回の予算委員会までに提出をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（永岡桂子君） 古賀委員にお答え申し上げます。

旧統一教会の名称変更に関する文書につきまして、これは文化庁の宗務課においてこれ探した結

果、認証した際の決裁文書、そして文化庁と旧統一教会の応接録、それから名称変更の申請を受理する旨を文部科学省、ああ、文部科学大臣に報告した資料、それから名称変更を認証する旨を文部科学大臣に報告した資料に極めて類似する資料を把握しているところでございます。

これらの文書につきましては、宗団法人の外部に知られていない情報を含みます。行政の内部の意思形成過程にこれに関する文書であるため、不開示として取り扱うこととしているところでございます。

○古賀千景君 ありがとうございます。

では、提出することはできないということでしょうか。

○国務大臣（永岡桂子君） はい、不開示としております。

○古賀千景君 それでは、話を変えます。

次元の異なる少子化対策についてお伺いします。少子化対策の柱として、児童手当などの経済支援の拡大、子育てサービスの充実、働き方改革の三つを表明されました。三月までに具体策をまとめ、六月の骨太の方針で全体像をお示しになると伺っています。

質問します。三月中旬です。少子化対策、具体的に今どのように進んでいるのか、教えてください。

○政府参考人（渡辺由美子君） お答えいたします。

御指摘のございました三つの柱に沿いまして、現在、関係府省会議におきまして、これまで一月以来三回ほど開催をして、有識者からのヒアリングなどを中心に検討を進めているところでございます。

取りまとめに当たりましては、ライフステージに応じた施策のパッケージを示す必要があるというふうにご考えておきまして、現時点で個別の施策について述べる段階にはないと考えておりますが、様々な意見に耳を傾けながら、今月末を目途に子ども・子育て政策として充実する内容を具体化してまいりたいと考えております。

○古賀千景君 財源については四月以降に明示されると言われました。経済支援策の中核となる児童手当の支給額拡大を実現するためには、数兆円単位の新規財政が必要となり、安定財源の確保が不可欠になると考えます。

先日の当予算委員会での辻元委員の質問の際に、総理は、今必要とされる予算をどう支えるのか、それを全体で考える、その際に、社会保障、地方教育の分野の中で必要とされる政策を、その内容を踏まえて予算を考えていくと言われました。

私にはちよつと分かりにくかったです。もつと易しい言葉で教えてください。

○国務大臣（小倉將信君） お答えいたします。財源について御質問いただきました。

子ども・子育て政策の充実につきましては、財源の議論も重要とは考えておりますものの、財源を考えていくに当たっても、まずは政策の中身、これをしっかりと整理をする必要があると考えております。そうした中で、渡辺準備室長からもお話がありましたように、鋭意議論を進めているところであります。

子供政策と一言で申し上げても、それぞれの施策の目的、成り立ちによって財源構成はまだまだでございます。例えば、出産育児一時金につきましては医療保険、育児休業給付につきましては雇用保険で対応しておりますほか、保育所や委員御指摘の児童手当につきましてはその費用を国や地方、事業主拠出金によって賄っております、その負担割合もそれぞれの支給対象によって異なっております。

したがって、財源につきましては、このような個々の施策の内容あるいは予算の規模、こういったものを踏まえて議論をする必要があると思っております。したがって、財源については、その充実する施策の内容に応じて、総理からも答弁させていただいておりますように、社会保険との関係、国との地方との関係など、様々な工夫しながら社会全体でどのように安定していくか

考えていく必要があるということをお願いしております。

○古賀千景君 社会保障、地方、教育の予算を削って少子化対策に充てるというふうにも聞こえたのですが、そうではありませんよね。

○国務大臣（小倉將信君） 教育予算との関係でございますが、これも繰り返し答弁申し上げておりますように、教育の分野につきましても、教育費の負担軽減につきましては重要な論点であると、このように認識しております。

既存の予算との関係につきましては、まずは必要とされる予算を考え、次にこれをどう支えていくか全体の中で考えていくことだと認識しておりますが、いずれにしても、子ども・子育て政策の予算としては将来的な倍増に向けた議論をしていると、こう認識していただければと思っております。

○古賀千景君 防衛費は何に使うかはつきりさせないまま、あつという間に増額の方針が決定され、そして具体的な金額が決まりました。総理は子ども・子育て予算は金額ありきではないと言われますが、この防衛費こそ金額ありきなのではないでしょうか。そのことに比べると、少子化対策は遅いと感じます。

総理は待ったなしの課題とおっしゃっています。少子化が過去最高となる中、より早く対応しな

ければならないと考えます。人への投資よりも防衛費増額なのかと思ひ残念に思いますが、その点についてはどのようにお考えですか。

○国務大臣（小倉將信君） 子供予算が遅れているのではないかと、そういう御質問だと理解しております。

子ども・子育て政策への対応は、私どもも待ったなしの先送りの許されない課題と認識しております。だからこそ、不妊治療の保険適用、出産育児一時金の大幅増額、伴走型相談支援と十萬円の経済的支援の一体的実施、こういったものをこの一年だけでも先行させて取り組んできたところでもあります。

その上で、当然、子供予算、かなり広範囲に及びますので、様々な関係者、何よりも子育て当事者の意見を丁寧になければいけないと思いついて、関係府省会議のほか、各地に総理とともに赴いて子ども政策対話も実施をさせていただいているところであります。

そういう意味で、私どもとしては最大限スピード感を持って取り組んでいるところでございますが、まだまだ足りないという御指摘も謙虚に踏まえまして、更に議論を深めていきたい、このように思っております。

○古賀千景君 国の未来を担うのは子供たちです。教育予算の増額が必要なのは言うまでもありませ

ん。

OECDの調査によれば、二〇一九年のGDPに占める教育機関への公的支出の割合で、日本は二・八%、OECD平均の四・一%を大きく下回っています。三十七か国中三十六位です。

ただでさえ低い教育予算、これ以上減らすわけにはいきません。少子化対策のために今の教育予算は減らさない、そう断言していただけませんか。  
○国務大臣（小倉將信君） 先ほど申し上げたように、教育費の負担軽減、これは当事者にとって非常に大きな課題であると、このように認識をいたしております。

既存の政策について全てを変えないということはお約束することはできませんが、ただ、繰り返し申し上げるように、まさに子ども・子育て予算の倍増、将来的な倍増に向けて全体として議論しているわけでございますので、そう認識していただければというふうに思います。

○古賀千景君 教育や社会保障などから、これは少子化対策とも言えるところとつまんで持ってきて、結局何も変わらない、そんな少子化対策は誰も望んでいません。子供予算倍増、次元の異なる少子化対策です。どんな政策が出されてくるのか、楽しみです。国民、市民の皆さんと期待して待っております。

時間の関係で質問を飛ばさせていただきます。

次に、給食費の無償化についてお伺いします。

公立小中学校で給食を無償化にする自治体が増えていきます。給食を研究する民間の教育行財政研究所によると、無償化を実施する自治体は全国千七百四十一のうち二百六十。

私が教員だったとき、食についてはいろいろと考えさせられました。様々な家庭の事情により朝食を食べられずにおなかをすかせて登校してくる子、そんな子は空腹で集中力がなく、学習に身が入りません。そして、がつがつと給食を食べます。ほかに、食事がスナック菓子の子、炭水化物でおなかを満たし栄養が偏っている子、夏休みなど長い休みのときに食事を取ることができずに痩せてくる子。給食は、単におなかを満たすだけではなく、栄養を考えた献立で、家では食べられない味を知る機会でもあります。家では食べられない献立や嫌いな食べ物も、給食なら食べられる、そんな子供もたくさんいます。

そして、今日、食材の高騰により、品数を減らす、給食費を上げるなど、給食費に大きな影響が出てきています。私の出身の久留米市では、二三年度から小学校で月五百円、中学校で月千円、給食費を値上げすることを決めました。小学校の給食費は月額四千六百円、中学校は五千六百円となります。高額だと思われませんか。ただ、年間だけは市が値上げ分の半額を補助するために、小

学生は月二百五十円、中学生は五百円の増額となりました。こうやって自治体への負担が増えていきます。ほかに、自治体によっては、給食費の未納が多く、そのために全体の給食の質や量を減らさなければならないところがあります。

義務教育の間は、親の収入に関係なく給食費の無償化を進めるべきだと考えます。自治体が、厳しい経済状況の中、無償化に向けて頑張っています。学校給食法を改正し、国で無償化を進めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（永岡桂子君） 児童生徒の学校給食費につきましては、経済状況が厳しい保護者に対しては、生活保護による教育扶助や就学援助を通じて支援をしているところがございます。さらに、一般の食材費の高騰に対しましては、地方創生臨時交付金を活用いたしまして、保護者負担の軽減に向けた取組、これを促しまして、ほとんどの自治体におきまして取組が進んでおります。

学校給食の無償化につきましては、従前から無償化を実施している自治体においてはそれぞれのやはり優先課題に応じて対応をいただいております。学校給食法の趣旨を踏まえ、そして地域の実情に応じて、学校の設置者であります各自治体において判断いただくべきものと考えております。なお、今後の物価高騰に対します取組につきましては、文部科学省といたしまして、政府全体

の取組の中で関係省庁と連携を図りながら、しっかりと適切に対応をしてまいりたいと考えております。

○古賀千景君 国で無償化を進めることは難しいという御意見だと思っておりますか。

○国務大臣（永岡桂子君） 学校給食費の無償化につきましては、学校の設置者と保護者との協力によりまして学校給食が円滑に実施されることが期待されるとの学校給食法の立法趣旨を踏まえれば、設置者である自治体におきまして適切に御判断いただくべきものと考えております。

○古賀千景君 国で取り組むべきだと思いますが、ちよつと残念でした。

学校の働き方についてお尋ねします。

私は、全国を回り教職員の声を聞いています。先日、とても驚いたことを若い女性教員から聞きました。妊娠をして、それを校長先生に報告に行かれたそうです。しかし、代替の教員がいらないと言われました。教職員不足については大臣も御存じだと思います。

福岡市の、年末に聞いた話です。産休代替者、何人待ちだと言われたと思いますか。質問です、済みません。何人待ちと言われたと思いますか。大臣、お願いします。

○委員長（末松信介君） じゃ、おおよそでも。具体数字つかまれているら答弁ください。

○国務大臣（永岡桂子君） 文部科学省が令和三年度に実施をいたしました調査におきましては、福岡市の教師不足につきましては、始業日時点で全学校種合計で五十人、五十名ですね。五月一日時点で二十一人であったと承知しております。

このような全国的な教師不足の状況につきましては、やはり憂慮すべきものとして危機感を持って受け止めております。

○古賀千景君 お答えいただいたのは多分新学期の不足かな、欠員状況かなと思います。

福岡市の産休代替者、八十人待ちだそうです。

全国ではもつと多い地域があるかもしれませんが、自分が産休に入っても代替者が来ない、とても不安に思ったし、教職員、子供、保護者にとでも申し訳なかったと思ったそうです。産休に入るときは挨拶の初めの言葉は、済みません、でした。子供を授かり、喜ばしいことなのに、みんなに謝罪から入らなければならないこの実態。

また、別の教職員の話も聞きました。御結婚された後、校長室に呼ばれて言われたそうです。結婚おめでとうって、でも一年は妊娠せぬでねって。これは彼女一人ではなく、全国の女性教職員も同様なことを言われています。

このことについて、同じ女性として、大臣、どのように受け止められますか。

○国務大臣（永岡桂子君） お答え申し上げます。

全国的な教師不足の状況の中で、産休の代替者を見付けることが難しいという状況にあると承知をしているわけですが、やはり産休・育休制度というのは、これ、教師が子供の養育に専念するため一定期間休業することを可能としていまして、そして教師のライフステージに沿った働き方をこれ実現をするということを目指しております。そのような観点からも、産休の代替者の確保というのは各任命権者におきまして確実に対応していただくものであると、そういう認識をしております。

なお、文部科学省といたしましては、令和五年度より、年度の初期頃に、産育休を取得することが見込まれる教師の代替者を任命権者である教育委員会が年度当初から任用する取組の支援というものを行っております、行うこととしております。

○古賀千景君 私は、文教科学委員会で大臣が初めに言われた言葉をとてもよく覚えております。自分も子育てをしてきて、それがとても大変だったんだって。私は、ああ、同じ女性として、母親として、大臣が寄り添ってくださっていると私は思いました。

大臣、もう一度聞きます。

妊娠せぬでねとか、そういう、妊娠して済みませんと言わなくちゃいけない、そんな職場のことを、大臣ではなく永岡さんとしてどう思われますか。

か。

○国務大臣（永岡桂子君） 上司の方が、妊娠したことを報告に行った教員に対して言った言葉に關してというのは、又聞きになりますので、ちょっとそれにはお答えはちよつと失礼させていただきますけれども思っておりますが、やはり、女性が妊娠をするということは、きちんとそれが、出産、育児、ある程度の産休をいただいて、産休もいただいでしつかり復帰できると、そういう制度ができていてというのは、この学校の産休、育休の代替者の確保について本当に重要であると思っております。

教員の産休・育休制度におきましては、本当に産休、育休を取得した教師が休業終了後確実に復帰するために、そのために、代替教師については、地方公務員の育児休業等に関する法律などに基つきまして、任期付きや、また臨時的任用で対応することになっております。

文部科学省といたしましては、令和五年度より年度の初期頃に、産育休を取得することが見込まれる教師の代替者を任命権者であります教育委員会が年度当初から任用する取組の支援を行うこととしております。

先ほども申し上げましたけれども、今回の支援が産休代替者を確保する一助になればと考えておりますが、いずれにいたしましても、教師のなり

手の確保のために、現在教師に就いていない免許保持者に対する教職への入職支援等に取り組んでまいりたいと考えております。（発言する者あり）

○委員長（末松信介君） それでは、永岡文部科学大臣、補足の答弁をお願いいたします。

○国務大臣（永岡桂子君） 委員のお尋ねにお答えしたいと思います。

産休、育休を大変な気持ちで報告したにもかかわらず、やはりなかなかすつきりとした答えが上司の方からいただけなかったということに關しましては、やはりこれは望ましくないものと思っております。（発言する者あり）

○委員長（末松信介君） それでは、永岡文部科学大臣、御答弁願います。

○国務大臣（永岡桂子君） 先ほど、一番初めにお答えしたことも含めますけれども、やはりこれ議員のおっしゃいました、上司が、妊娠をしてその報告に行った際の言われ方というのは、これは私は、これ直接聞いているというか、なかなかその仮定の話としか受け取れませんので、それに対して適切にお答えをすることができないかと思えますというところは先ほど申し上げました。そして、その話が本当だとしたら、やはりそれは望ましくないものであるというふうに思っております。

○古賀千景君 次元の異なる少子化対策を強く言

われませんが、学校現場では逆行しています。子供が産みたくても産めない、そんな女性教職員がたくさんいるのです。結婚や出産は個人の自由な意思によるべきことで、出産や育児をしやすい環境を整備するのは政府の重要な役割だと考えます。質問を飛ばします。

もうすぐ四月になります。昨年、文部科学省は、欠員状況、先ほどお話をされましたが、欠員状況を全国を調べられていると思います。不足していた教員の数を教えてください。

○国務大臣（永岡桂子君） 昨年度、文部科学省が行いました初めての全国調査におきまして、令和三年度始業日に全国の公立学校で二千五百五十八名、五月一日時点で二千六十二名の教師不足が生じている実態が明らかになりました。

今後同様の調査を実施するかについては、現場の負担というものもございしますので、それを考慮しつつ、教育委員会等の意見の、意見もですね、関係者の声も聞きながら適切に判断をしていきたいと思っております。

○古賀千景君 学校現場は、四月は人をどうにか集めます。しかし、その後、病休や産休代替者が見付からず、どんどん減っていくんです。その調査は、年に一回ではなく、年度途中にも是非行ってほしいと思います。それは教職員の負担とはなりません。

話を戻します。

昨年度の教職員の不足、不足者数は二千、の數に、その担任が、その人たちが三十五人の担任だったと考えると、八万九千五百三十人の子供たちに担任の教員がいなかったこととなります。誰一人取りこぼさないと総理はよく言われますが、九万人近い子供たちを取りこぼしているのではないのでしょうか。御答弁をお願いします。

○国務大臣（永岡桂子君） 先ほど五月一日時点での人数を申し上げましたけれども、二千六十五名の誤りでございましたので、訂正をさせていただきますかと思っております。

そして、議員、試算の数字につきましては、具体的にお答えするのはちょっと把握をしておりますので困難であるものの、令和三年度を実施をした調査でも、始業日時点に、小学校におきまして学級担任を担当すべき教師が不足している場合に、担任がいけないという状況を避けるために、これは本来担任ではない職務の教師が四百六十二人学級担任を代替してしました。

このような状況は、予定していた教育環境が提供されているとは言い難いものと受け止めておりまして、文部科学省といたしましては、各教育委員会の実情も聞きながら、教師のなり手の確保のための取組を推進をしてまいりたいと考えております。

○古賀千景君 では、お伺いします。

子供たちは始業式、わくわくして学校に来ます。ランドセルからって、わあ、次の担任誰かなって。不登校の子供たちも、よし、学年変わるけん、今日からは頑張ろうってやってくるんです。今日は新しい先生に一声掛けようって、おはようって言うおうなって、そう思って、そんな気持ちを持ってやってきても、担任の先生がいけない。子供たちはがっかりして家に帰ります。家では、先生誰やったって聞かれたら、担任の先生はおらぬかったって。一年間のやる気がそがれます。保護者も不安になります。

学校は始業式の日まで必死に教員を探しています。もちろん、教職員の、探すことは教員の仕事ではありません。学校の責任ではないけれど、学校は子供たち、保護者に説明をしなければなりません。

大臣、教育行政の長として教えてください。学校は、子供たちに、保護者に、担任がいけないことをどのように説明すればよろしいでしょうか。お願いします。

○国務大臣（永岡桂子君） 学校で担任がいけないということを保護者に報告するということが、子供のことを考えると胸が痛みます。

公立学校教員の任用、配置につきましては、任命権者である教育委員会の権限と責任に基づいて

行われるものでございます。学級担任を担当すべき教師が不足していることによりまして、本来担任でない職務の教師が学級担任を代替しているという状況につきましては、子供たちが安心して学べる環境を整える観点から、各任命権者におきまして早急にその補充を図ることが重要であると考えます。また、状況に応じまして、学校とともに教育委員会も当面の指導体制の在り方について保護者へ説明をすることも必要になり得ると考えております。

各教育委員会においては、臨時講師募集の呼びかけですとか、各学校の管理職の人的ネットワークを使った教師のなり手確保に取り組んでいると承知しております。

文部科学省といたしましても、今後、各教育委員会の実情も聞きながら、更なる教師のなり手確保の支援について検討してまいります。

○古賀千景君 担任が決まらないということに対して説明するのは当然のことです。当たり前やと思います。どんなことをそのお便りに書けばいいのか。教育委員会が見付け切らなかったとか、教職員不足でとか書いてもしょうがないと思うんです。保護者が納得するようなお便りってどう書けばいいか、学校の責任ではないことですか。教えてください。

○国務大臣（永岡桂子君） さきの、先ほどの答

弁でも申し上げましたけれども、状況に応じて、学校とともに教育委員会から当面の学校現場での指導をどのような体制で行うのか保護者へ説明をすることもあり得ると、そう考えております。

○古賀千景君 教育委員会が悪いって書いていいんですか。

○国務大臣（永岡桂子君） 公立学校教員の任用配置につきましては、任命権者である教育委員会の権限と責任に基づいて行われるものでございます。ということでありますので、状況に応じまして、学校とともに教育委員会から当面の学校現場の指導をどのような体制で行うのかということをやはり保護者へ説明することもあり得ると、そういうふうに思っております。

○古賀千景君 では、教育委員会から文書を出してもらえということですね。

○国務大臣（永岡桂子君） そういうこともあり得るということです。

○古賀千景君 ありがとうございます。  
子供たちのためにこれからも精いっぱい頑張ります。ありがとうございます。

○委員長（末松信介君） 以上で杉尾秀哉君及び古賀千景さんの質疑は終了いたしました。（拍手）

○委員長（末松信介君） 次に、下野六太君の質

疑を行います。下野六太君。

○下野六太君 公明党の下野六太でございます。

本日、予算委員会の場で質問をさせていただく機会をいただきました。心より感謝申し上げます。

早速質問の方に入らせていただきます。

私は、人や犬猫の命には優劣は付けられないというふうに思っております。人の都合で犬や猫の殺処分をしないのかという疑問をずっと持つてまいりました。

福岡市は、犬の殺処分ゼロを二〇一五年から、猫の殺処分ゼロは二〇一九年から実質のゼロを実現しております。このような実質ゼロを目指す自治体を増やしていくべきではないかというふうに考えております。

先日、福岡市東区で、身寄りのないかわいそうな猫を守り、増やさないことを目指す団体のフリーマーケットと譲渡会の会場を訪問させていただきました。そこでは、五十円、百円、二百円の手作りの小物類を一生懸命販売していました。そこで得た売上金を、身寄りのない猫のノミ、ダニ駆除、去勢手術代金に充てているそうです。

二〇二〇年度の全国の犬と猫の殺処分状況は、犬が六百四十二匹、猫が五千七百十三匹だと認識しています。実質ゼロを目指していくべきではないかというふうに考えております。

私は、身寄りのない犬や猫については、ノミ、

ダニ駆除、去勢手術等を行って保護する機能を備えたセンターの体制強化をして支援すべきではないかと思いますが、環境大臣の所見を伺いたいと思います。

○国務大臣（西村明宏君） 今、下野委員から御指摘ございましたように、下野委員の御地元の福岡市においては、令和元年度に、負傷による死亡や疾病等が理由で譲渡困難とした、譲渡困難と判断した個体を除いて、犬猫の実質的な殺処分頭数ゼロを達成したというふうに承知しております。

環境省では、動物愛護管理基本指針を定めて、治癒の見込みのない病気や攻撃性を有している、こういった譲渡することが適切でない場合を除いて、新たな飼い主への適正な譲渡を積極的に進めることといたしております。

平成十八年度、二〇〇六年に、同指針に殺処分率の減少を図ることを位置付けたわけでございまして、それ以来、犬猫の殺処分については、都道府県等の積極的な取組もありまして、この平成十八年度には三十四万一千頭の殺処分が行われましたが、令和三年度、二〇二二年の十年間、二〇二二年度においては一万四千頭まで減少したところでございます。

環境省としても、引き続き、犬猫の譲渡を円滑に進められるようなモデル事業を実施するなど、自治体が引き取った犬猫の殺処分ゼロを目指す